

HOKKAIDO WOOD HOUSE 認定実施要領

令和 7 年（2025 年）3 月 24 日林業木材第 1554 号

（趣旨）

第 1 「HOKKAIDO WOOD HOUSE 認定実施要綱（令和 7 年（2025 年）3 月 24 日付林業木材第 1554 号。以下、要綱という）」に基づく^{ホッカイドウ リット ハウス}HOKKAIDO WOOD HOUSE（以下、「HWH」という。）の認定の申請等の取扱については、この要領に定めるところによる。

（認定の申請）

第 2

- 1 要綱第 2 の 4 の認定申請者は、別記第 1 号様式による認定申請書を書面又は電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）により知事に提出するものとする。
- 2 前項の様式の添付書類は次の各号に掲げるものとする。
 - (1) 認定申請同意書（別記第 2 号様式）
 - (2) 建築確認済証の写し（ただし、建築確認が不要の場合はこれに代わるもの）
 - (3) 道産木材製品が使用されていることが証明できる書類の写し（合法木材証明書、納品書、伝票、設計図面など。）
 - (4) 推奨基準を満たす HWH の場合、道産木材製品の使用量及び ZEH 水準に適合していることが証明できる書類の写し（BELS 評価書、住宅性能評価書、長期優良住宅建築等計画認定通知書、低炭素建築物建築等計画通知書、フラット 35S 適合通知書および竣工現場申請書・適合証明申請書など。）

（認定）

第 3

- 1 知事は、第 2 の規定により認定の申請があった場合においては、審査を行い、認定する場合は、別記第 3 号様式により認定申請者にその旨を通知するとともに、建築主・設計者・施工者に認定証を交付する。
- 2 知事は、認定申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、その認定をしないものとする。
 - (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しないとき。
 - (2) 法人でその役員のうちに前号のいずれかに該当する者があるとき。
 - (3) 認定申請書若しくはその添付書類に虚偽の記載があるとき。
- 3 知事は、第 2 項の規定により認定しないときは、その理由を示して、その旨を認定申請者に通知するものとする。

（認定証）

第 4

要綱第 4 に規定する認定証は、別図 1 に示す様式とする。

（認定の取消）

第 5

- 1 認定申請者等は、次の各項に当てはまる場合は、別記第 4 号様式による認定取消申請書を書面又は電磁的記録により知事に提出するものとする。
 - (1) HWH が解体されたとき
 - (2) 改装や改築を行い、道産木材製品を全て撤去したとき
 - (3) 竣工前に認定された HWH が竣工しなかったとき
 - (4) その他知事が必要と認めたとき
- 2 知事は、前項各号に当てはまる状態を確認した場合及び認定の申請内容に虚偽が認められる場合には認定を取り消すことができるものとする。

附則

この要領は、令和 7 年（2025 年）6 月 1 日から施行する。